

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

姫路市都市景観形成基本計画・姫路市景観計画 【要約版】

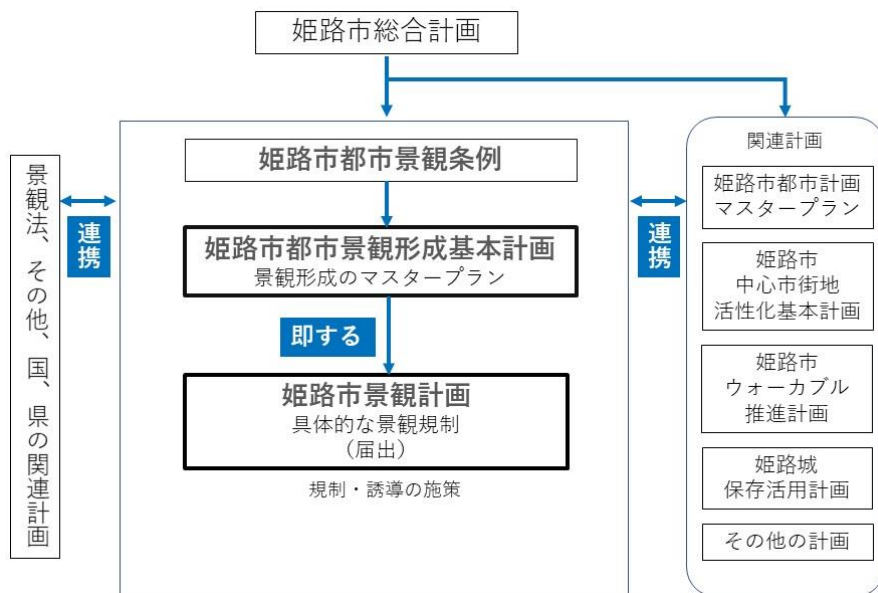


姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更について

本市の景観関連計画の位置づけ

「姫路市都市景観形成基本計画」は、姫路市都市景観条例に基づき、昭和 63 年に策定したもので、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる、景観形成のマスタープランというべき計画です。また、市民、事業者、行政などの参画と協働により、景観形成を進めるための指針としての役割を担うものです。

「姫路市景観計画」は姫路市都市景観形成基本計画に即して、景観法及び都市景観条例に基づき策定し、届出制度による具体的な景観規制を行っています。



計画改定の背景とポイント

姫路市都市景観形成基本計画は、当初計画策定後、平成 5 年に姫路城が世界遺産に登録、平成 16 年に景観法が制定、平成 18 年に家島町・夢前町・香寺町・安富町との合併など、景観に関する状況が大きく変化したことを受け、平成 19 年 3 月に第 1 回目の改訂を行いました。

前回の改訂から 15 年以上が経過したことから、この間の様々な社会情勢の変化や本市の景観を取り巻く動きに対応しつつ、本市固有の景観を次代に継承していくために、本計画を改定します。

姫路市景観計画は、姫路市都市景観形成基本計画に即して定めるものです。そのため、このたびの姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴い、変更します。

【改定のポイント】

- 市民に分かりやすく共感を得られる「都市景観形成基本計画」の作成
- 多様な資源や主体、施策や取組等をつなぐ体制や仕組みづくり
- 姫路城周辺地区景観ガイドプランの思想の継承
- 『つなぐ』を基本目標・基本理念に追記

改定の内容

姫路市都市景観形成基本計画の改定は 2 ページから 7 ページを、姫路市景観計画の変更は 8 ページから 10 ページをご覧ください。

姫路市都市景観形成基本計画の改定

序章 1 景観とは 2 景観形成の重要性と効果

◆景観とは

「景」：視対象

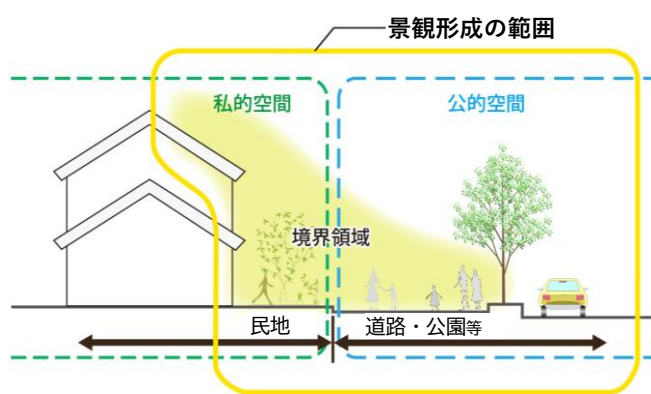
「観」：見る・眺める人の感じ方



「景観」とは、目に映る景色や風景などを表す「景」と、眺める人の感覚や価値観を意味する「観」が合わさってできた言葉であり、その背景には自然、歴史・文化、暮らし・営み、市民活動等があります。

景色や風景は建物や町並み、道路、川、木々の緑や暮らしの様子など、目に映るもの全てが合わさって形づくられるものであり、これらを一体として見て感じることを「景観」と呼びます。

◆景観形成とは

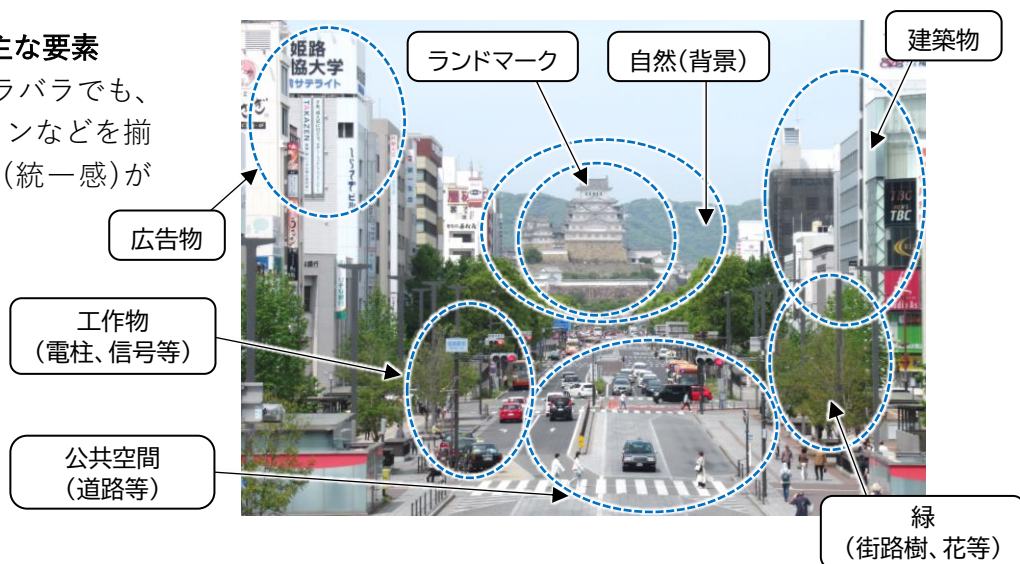


景観は、山々や河川、農地など、まちを形づくる土台の上に、道路や建物などがつくられて構成されており、道路や公園などの「公的空間」だけではなく、建物などの「私的空間」も景観の大きな構成要素です。

景観形成は『公的空間 + 境界領域を含めた範囲』で考える必要があります、それぞれのデザインが優れているだけでなく、それらが周囲の景観と調和することが重要となります。

◆景観を構成する主な要素

- 一つひとつはバラバラでも、高さや色、デザインなどを揃えることで調和(統一感)が生まれます。

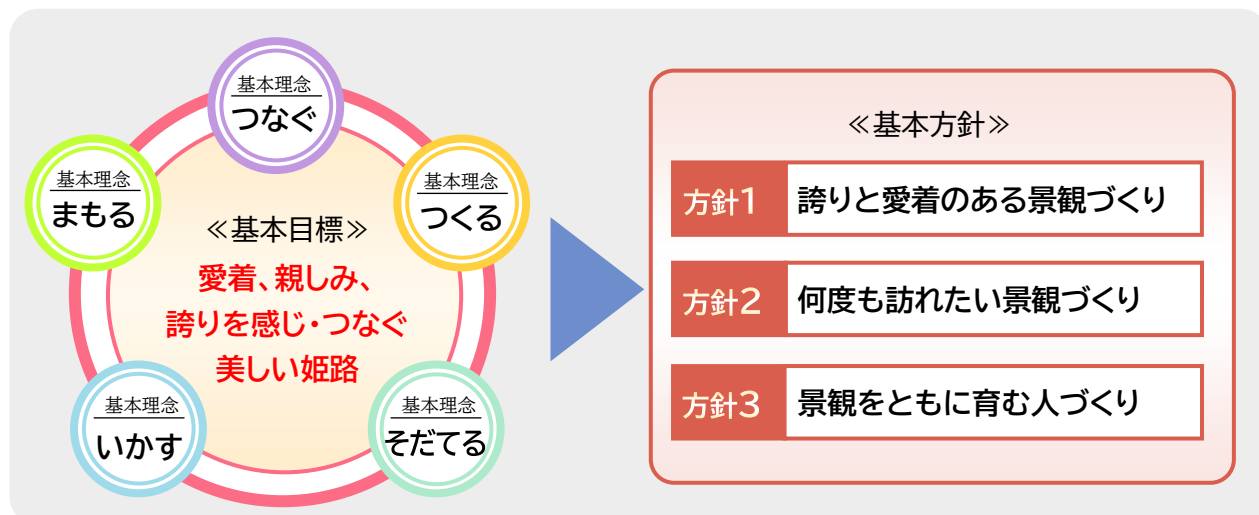


◆景観形成がもたらす効果

「景観」に対する評価や価値観は個人差がありますが、景観形成を進めることで、主に右のような3つの効果がもたらされると考えます。



第1章 1 景観形成の基本理念 2 基本目標 3 基本方針



◆基本理念

まもる

山々や河川、海浜・島嶼^{とうしょ}など豊かな自然、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの景観を大切に守り、次の世代に残すべき市民の共有財産として保全・継承します。

つくる

水や緑などのうるおいが感じられる環境づくり、周辺環境との調和、統一感のあるデザインなどの工夫により、将来に継承するにふさわしい、美しく誇れる景観を創出します。

そだてる

歴史的な街道や沿道の町並み、史跡や祭、花や緑・河川といった地域固有の景観の価値を高めるために、地域住民が主体となって景観資源を掘り起こし、育成・発展させます。

いかす

地域固有の景観資源、愛着を持つ場所や景観、記憶に残る景観などの魅力を引き出し、まちづくりの中で積極的に活用し、市民や訪れる人々が喜びを感じられる景観を形成します。

つなぐ

市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の景観に対する意識を高めつつ、多様な主体や様々な分野と連携しながら、魅力と個性のある景観形成を進めます。

◆基本目標

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

姫路らしい景観を市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、つくり、そだて、いかし、つなぐことで全市一体となって美しい景観づくりを目指します。

◆基本方針

1

誇りと愛着のある景観づくり

基本
方針

市民の誇りと愛着を育む景観形成の推進により、一人ひとりが姫路で暮らすことの心地よさや喜びを感じられる景観づくりを目指します。

2

何度も訪れたい景観づくり

基本
方針

景観要素を様々な施策や取組と組み合わせながら最大限に活かすことで、多様な人々の交流を生み出し、魅力的で何度も訪れたい景観づくりを進めます。

3

景観をともに育む人づくり

基本
方針

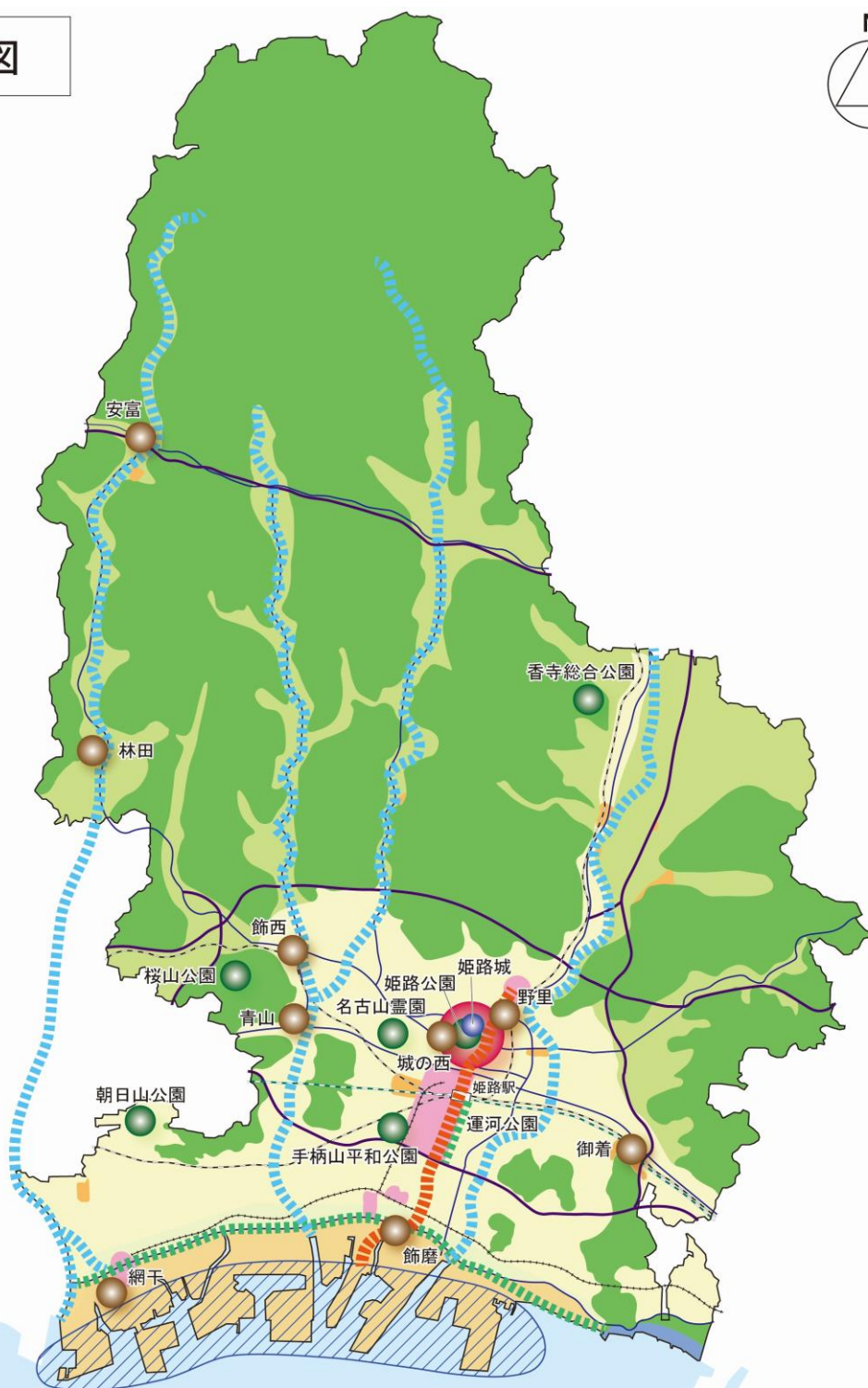
景観への理解・関心の向上、多様な主体との連携、市民の声を反映させるための仕組みづくり、景観形成に関する活動支援など、全市一体となって取組むための人づくりを進めます。

第2章 1 景観構造と類型 2 類型別景観形成計画

本計画では、地形や都市構造の視点から「景観核（点）」、「景観軸（線）」、「ゾーン景観（面）」、「眺望景観」の4つの景観構造に分類するとともに、土地利用や歴史・文化などの地域特性に応じて、さらに細かな類型に分類しました。

(構造)	(類型)	(基本方針)
景観核	都市景観核	○ 姫路城の城郭としての魅力の向上や創出 ○ 周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全・活用
	地域景観核	○ 市民の愛着や誇りとなっている景観資源の保全・活用
景観軸	都市軸 (シンボル道路)	○ デザインされた沿道建築物・植栽の連続性や統一感の形成と、本市の顔となる風格ある都市空間の創出 ○ 風格と調和の中に、賑わい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間の創出
	産業活動軸 (幹線道路)	○ 沿道地区の土地利用や道路の機能に応じた良好な道路景観の形成 ○ 道路植栽の整備の推進による、地域にふさわしい道路景観の形成
	水緑軸	○ 主要河川：山と海を結ぶ水と緑の軸としてうるおいが感じられる景観の形成 ○ 市街地内河川：オープンスペースとしてうるおいと親しみのある景観の形成 ○ その他：河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備の推進
ゾーン景観	歴史的町並み 景観形成ゾーン	○ 歴史的町並み景観の保全と調和のとれた一体性のある景観の形成 ○ 歴史的・文化的に価値のある建築物や工作物等の保存・修復及び活用
	住宅地 景観形成ゾーン	○ 市街地：宅地の細分化防止や緑の保全、美しい町並みの育成 ○ 周辺：周辺の田園や山並みと調和したゆとりとうるおいのある住宅地の形成 ○ 新規住宅地：町並みに配慮した住環境整備による魅力的で美しい景観の形成 ○ 大規模集合住宅：周辺への影響に配慮した規模や色彩、意匠についての景観誘導
	田園集落地 景観形成ゾーン	○ 農地・里山保全、農業振興、集落環境整備など、田園の多面的な機能の維持や発揮 ○ 農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成
	公園緑地 景観形成ゾーン	○ 憩いやレクリエーションの場、地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備や維持管理
	商業業務地 景観形成ゾーン	○ 都心：本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成 ○ 地域：地域のまちづくり活動と連携した個性と親しみのある景観の形成
	工業地 景観形成ゾーン	○ 工業の特徴や立地条件を活かした秩序と活力ある工業地景観の形成 ○ 緑化や環境美化の推進により、工場と周辺環境が調和した景観の形成
	港 景観形成ゾーン	○ 姫路港：海の玄関にふさわしい港景観の形成 ○ 家島港や坊勢港：港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成
眺望景観	姫路城景観	○ 姫路城の美しい眺望景観の保全・育成 ○ 姫路城をシンボルとした都市空間の創出
	山並み景観	○ 市街地や集落と調和した姫路らしい景観を形づくる山並み景観の保全・育成 ○ 景観を楽しめる眺望点の整備等の推進 ○ 開発や施設整備等に対する規制・誘導
	海浜・島嶼 ^{とうしょ} 景観	○ 自然海浜や島嶼部の瀬戸内らしい景観の保全・育成 ○ 景観を楽しめる眺望点の整備等の推進
夜間景観		○ 日中と異なった光の演出などによる夜間のまちの魅力向上と、住環境に配慮した安全性の確保、自然環境に配慮した暗さの保全

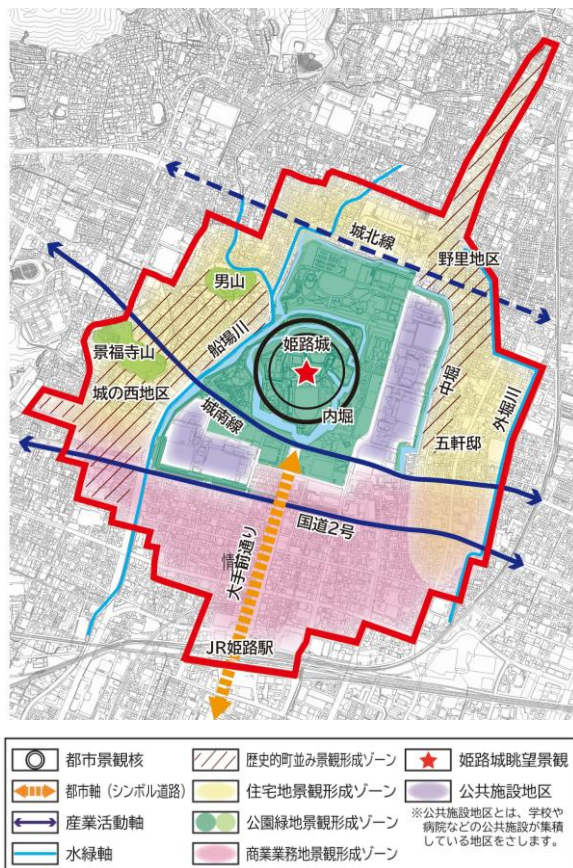
景観構造・類型図



凡 例

- | | | | |
|--|----------------------------|--|---------------|
| | 姫路城周辺エリア | | 歴史的町並み景観形成ゾーン |
| | 都市景観核（姫路城）
・眺望景観（姫路城景観） | | 住宅地景観形成ゾーン |
| | 都市軸（シンボル道路） | | 田園集落地景観形成ゾーン |
| | 産業活動軸（幹線道路） | | 公園緑地景観形成ゾーン |
| | 水緑軸 | | 商業業務地景観形成ゾーン |
| | 山並み景観 | | 工業地景観形成ゾーン |
| | 海浜・島嶼景観 | | 港景観形成ゾーン |
| | 眺望景観 | | |
- ※ 地域景観核は表示していません。
※ 公園緑地景観形成ゾーンは 8ha 以上の総合公園と名古屋霊園を対象としています。

第2章3 姫路城周辺エリアの景観形成計画



姫路城を中心とするエリアは、世界遺産姫路城を中心として、野里地区や城の西地区などの歴史的な町並み、男山や景福寺山などの丘陵、船場川などの河川、大手前通りや国道2号などの道路、姫路公園などの公園、五軒邸などの住宅地、大手前通りを中心とする商業業務地など、多様な景観特性を有しています。

このように、重層的な景観特性を有するこのエリアは、最も強く「姫路らしさ」を印象づける本市の顔というべき地区であり、景観形成の上で極めて重要な役割を担っているとともに、日本が世界に発信する歴史・文化の象徴的な地区です。

そのため、姫路城を中心に多様な景観特性を有する周辺のエリアを景観上の一つのまとまりとして捉え、総合的な観点から重点的に景観形成に取り組むことが望まれます。

◆姫路城周辺エリアの基本方針

歴史的町並み



地域住民の主体的な取組を促しつつ、姫路城の城下町としての伝統と趣きのある景観形成を図ります。

丘陵や河川



水や緑を活かした自然的景観として保全・整備し、市民に親しまれる都市空間の形成を図ります。

道路や公園



地域の景観特性との調和に配慮し、魅力的で快適な都市空間の創出を図ります。

商業業務地



本市の顔として風格と個性ある都市機能の充実により、賑わいと親しみのある景観形成を図ります。

住宅地



低層で良好な居住環境の形成を誘導し、美しい町並みの形成を図ります。

公共施設地区



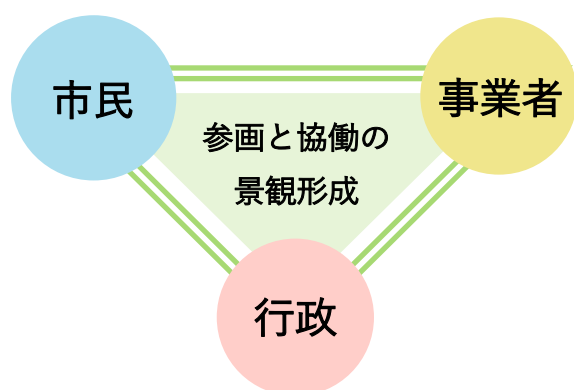
広い敷地の利点を活かした緑化・修景により、姫路城と調和した魅力的で快適な景観形成を図ります。

第3章 景観形成の推進方策

◆基本的な考え方

景観形成を進めるためには、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政など多様な主体が景観形成の主体であることやそれぞれの役割を認識し、行動していくことが重要です。

また、各主体が地域の景観について考え、参画・協働による景観形成が図れるよう、行政が積極的に景観への意識醸成や活動支援に取り組めます。



市民の役割

- 一人ひとりが景観形成の主体であることを認識する
- 地域のルールづくりなどに主体的に取り組む
- 行政施策・事業等への理解や協力に努める

事業者の役割

- 事業活動が景観形成に影響があることを認識する
- 地域や市民活動への協力に努める
- 行政施策・事業等への理解や協力に努める

行政の役割

- 本市が目指す景観形成の目標や方向性を示す
- 庁内関係部署と連携し、関連施策や事業を総合的・一体的に推進する
- 市民、事業者等による取組を推進・支援する

◆施策の展開

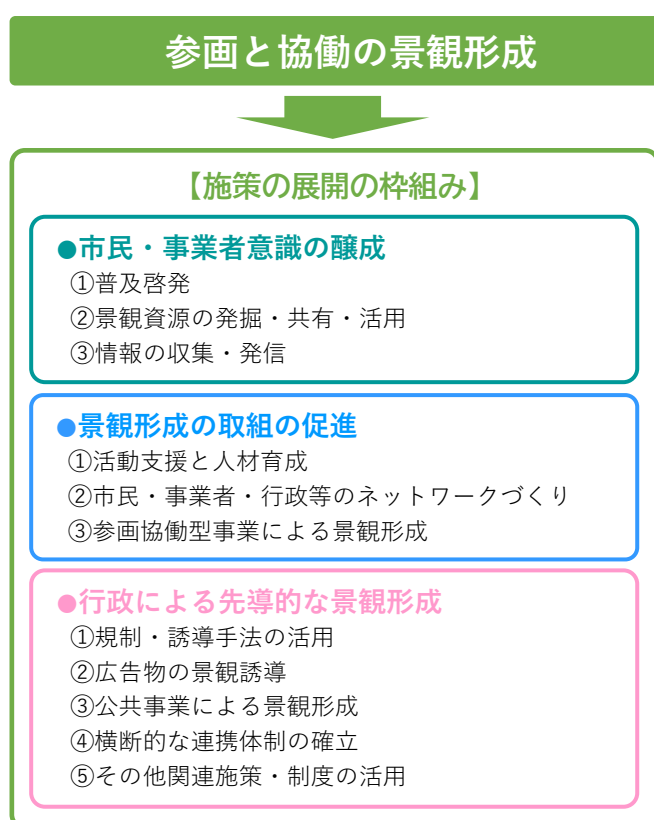


図-施策と展開の枠組み

参画と協働の景観形成を進めていくためには、まずは、市民、事業者等が景観への関心を高めることが不可欠です。

特に地域ごとの特性や課題に応じたきめ細かな景観形成を進めていくためには、住んでいる身近な地域への誇りや愛着、理解が取組の原動力となることから、市民意識の醸成を図ることが必要です。

このため、景観について幅広く啓発するとともに、市民、事業者等の景観形成への参画を促し、協働の取組を支援することが重要です。

また、行政が先導的役割を担い、地域に調和した優れた景観形成を先導するとともに、秩序ある景観形成に向けて各主体が行う行為や取組を適切に規制・誘導することが求められます。

これらを踏まえ、左の枠組で景観施策を展開します。

姫路市景観計画の変更

姫路市景観計画は、姫路市都市景観形成基本計画に即し、具体的な景観規制について定めるものです。そのため、このたびの都市景観形成基本計画の改定に伴い、本計画を変更します。

【変更のポイント】

- 👉 姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴う、景観形成の基本理念・基本目標・基本方針の変更
- 👉 姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴う、姫路城周辺エリアにおける方針の新設
- 👉 景観上重要な建造物等の指定の方針の見直し

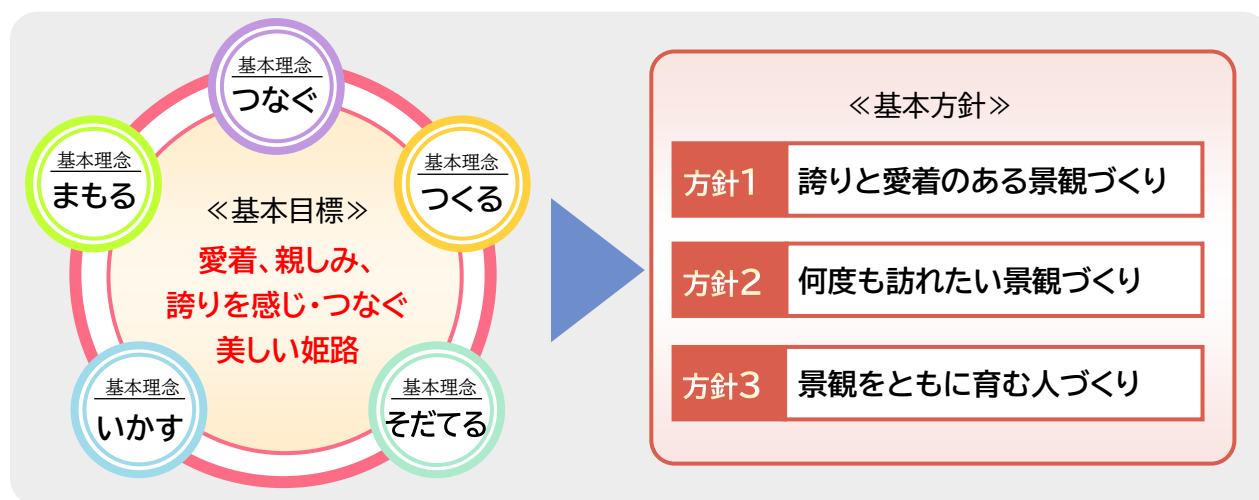
第1章 景観計画区域【変更はありません】

姫路市全域を景観計画区域とします。

第2章 良好な景観の形成に関する目標と方針

◆景観形成の基本理念、基本目標、基本方針

都市景観基本計画の改定に伴い変更します。内容は都市景観形成計画の「景観系形成の基本理念、基本目標、基本方針」と同じです。3ページをご覧ください。



◆景観類型別方針

本市の景観を景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観の4つの景観構造に分類します。各景観構造について、景観類型ごとに方針を定め、その実現に努めます。

景観構造、景観類型と景観類型別方針は、都市景観形成基本計画の改定に伴い変更します。内容は都市景観形成基本計画の「景観構造と類型」と同じです。4～5ページをご覧ください。

都市景観形成基本計画の改定に伴い、姫路城周辺景観形成ゾーンは景観類型から削除し、新たに「姫路城周辺エリア」を設けます。

◆姫路城周辺エリアにおける方針

姫路城を中心に多様な景観特性を有する周辺のエリアを「姫路城周辺エリア」として設定し、方針を定めます。

姫路城周辺エリアにおける方針は、都市景観形成基本計画の「姫路城周辺エリアの基本方針」と同じです。6 ページをご覧ください。

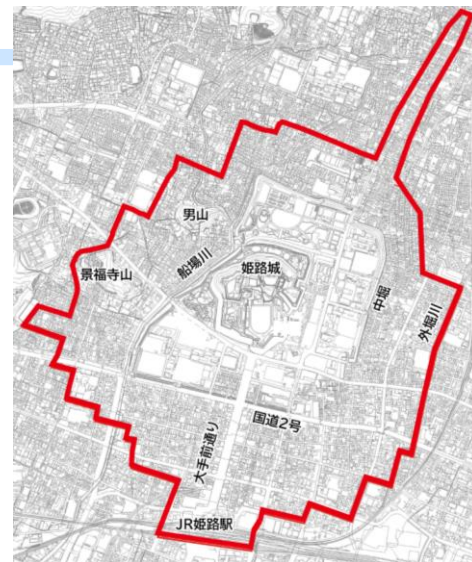


図-姫路城周辺エリアの範囲

◆重点的に景観形成を図る区域における方針【変更はありません】

重点的に景観形成を図るため、以下の6地区を設け、方針を定め、その実現に努めます。

都市景観形成地区

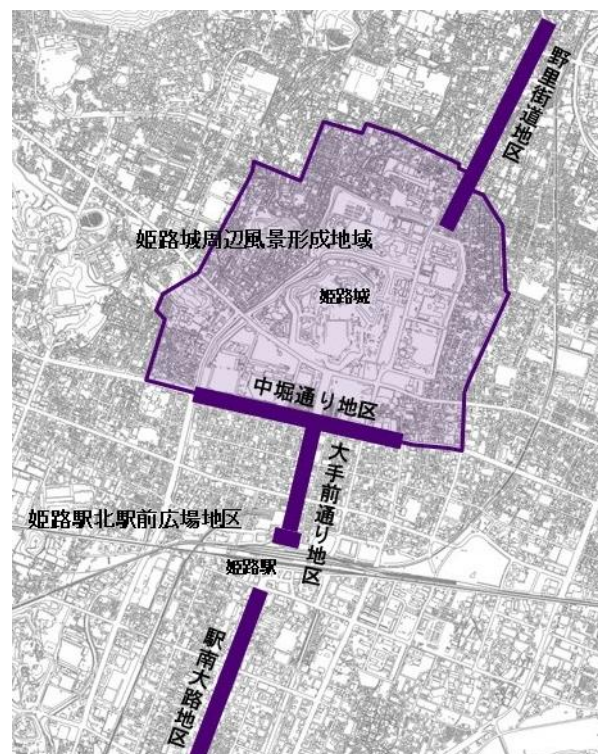
大手前通り地区
駅南大路地区
中堀通り地区
姫路駅北駅前広場地区

歴史的町並み景観形成地区

野里街道地区

風景形成地域

姫路城周辺風景形成地域



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【変更はありません】

第2章に示す方針を実現し、良好な景観形成を図るため、行為の制限を定めます。

市内全域では大規模建築物等に対して一定の建築行為を制限する景観形成基準を設けています。また重点的に景観形成を図る区域では、それぞれの区域の景観特性に応じた景観形成基準を設けています。

第4章 景観上重要な建造物等の指定の方針

◆基本的な考え方

景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度と姫路市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等の指定制度を一体的に運用することで、景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用と新たな発掘を促します。

◆都市景観重要建築物等の指定の方針

以下の指標を総合的に評価し、所有者の意見を聞いた上で指定します。

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な地域景観を形成している。
- ・地域のシンボルやランドマークとなっており、良好な地域景観を形成している。
- ・市民に親しまれている。
- ・道路など公共的な場所から容易に望見できる。

◆景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

都市景観重要建築物等と同様の指定の方針に即し、所有者の意見を聞いた上で指定します。

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項【変更はありません】

屋外広告物は景観形成上重要な要素であり、建築物や工作物に関する行為の制限と併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。特に重点的に景観の形成を図る区域においては、地域の特性を踏まえた行為の制限を定めます。

行為の制限は姫路市屋外広告物条例によるとともに、周囲の景観と調和したものを目指します。

今後のスケジュール

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ➤ 令和7年7月頃 | パブリック・コメントの募集 |
| ➤ 令和7年11月頃 | 姫路市景観・広告物審議会、姫路市都市計画審議会への諮問 |
| ➤ 令和8年3月頃 | 姫路市都市景観形成基本計画の改定、姫路市景観計画の変更 |

お問合せ

姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課
電話 079-221-2541 F A X 079-221-2757